

生活の心得

本校では社会的なルールやマナーに則った良識ある行動をとり、校友とともに有意義な学校生活を送ることができるように細かな規則を定めていないが、国の法律や社会のルール、常識を校則と考え、本校が学習の場として快適な環境であるように、次の点を守る。

- 1 基本的な生活習慣は各自で確立するように努める。
- 2 学校・社会の秩序やルールを遵守し、社会人になるため集団生活への適応に努める。
- 3 自他の生命を尊重し、健康で安全な生活を心掛ける。
- 4 知識技能の習得のため、授業を大切に、生徒の本分である学業に励む。
- 5 日頃の言動・行動に自己責任を持ち、人に迷惑をかけない。

1 校内生活

- (1) 基本的な生活習慣（挨拶や時間を守るなど）は各自で確立するように努める。また、日頃の言動・行動に自己責任を持ち、人には絶対に迷惑をかけない。
- (2) 常に健康管理を心掛け、欠席・遅刻・早退をしないように努める。
- (3) 公共物を大切に、校内美化に努める。
- (4) 身分証明書は常に携帯する。
- (5) 服装は時と場合、目的を考え、学習活動に適したものを着用する。
- (6) 私物・金銭・貴重品は自己の責任において管理する。
- (7) 授業中、学習活動以外の目的で携帯電話の使用はしない。なお、校内では最低限のルールやマナーを守る。
- (8) 校内での飲食は、原則として食堂及び生徒ホール、許可された教室を使用する。
- (9) 学校の敷地内及び周辺は全面禁煙であるので、20歳以上の者もしっかりと守る。
- (10) 自転車通学・学割等の諸届は定められた様式にボールペンで記入して提出し、許可を得る。

2 通学・交通関係

- (1) 通学は、徒歩、自転車、または公共の交通機関を利用する。
- (2) 本校に駐輪する通学用自転車については自転車通学願を提出し、本校のステッカーを必ず貼る。また、指定された場所に駐輪する。
- (3) 自転車通学者は、自転車保険または総合保険に加入し、雨用カッパを携行する。ヘルメットについては、着用を推奨する。
- (4) 二輪車、自動車による通学は禁止する。身体的障害、または就業（アルバイトを除く）のため、やむを得ない事情がある場合は、校長の許可を得た上で通学を許可する場合がある（その場合は「自動車等による通学許可願」を提出する。ただし、事情により許可にならない場合もある）。
- (5) 学校への送迎は、原則として保護者、家族のみとする。
- (6) 交通事故や交通違反があった場合は、直ちに警察・学校・保険会社に連絡をする。

3 校外生活

- (1) 静岡中央高校の生徒としての自覚を持ち、地域社会の模範となるよう行動する。また、外出・交遊等においては、保護者の承諾の上、法律やルールを守り行動する。
- (2) 交通ルールやマナーを守り、交通安全に努める。また、騒音や通行の妨げなど、反社会的行為や迷惑行為は厳に慎み、地域住民の理解・信頼を得られるように努める。
- (3) 許可なく私有地に立ち入らない。

4 諸手続き

(1) 各種証明書（在学証明書、通学証明書、成績・単位修得証明書、卒業見込証明書等）が必要な場合は、事務室に申込書又は交付願を提出する。

(2) 次の場合は、ゼミ担任に連絡し、所定の手続きを取る。

①住所（電話番号）、氏名、保護者（保証人）を変更する場合

②休学、留学、復学、転学、退学する場合

③長期にわたり病気等で欠席する場合

④出席停止、忌引^{※1}、公欠の場合

⑤定期試験を受けられない場合

⑥欠席、欠課、遅刻、早退する場合

⑦学割証が必要な場合

※1 忌引の日数は、次のとおりとする。

父母：7日以内 祖父母・兄弟姉妹：3日以内

曾祖父母、伯叔父母、従兄弟姉妹、甥姪：1日

(3) その他

不法行為・交通事故などがあった場合には、速やかにゼミ担任に連絡すること。

※「交通事故報告書」…交通事故が発生した場合は、被害・加害にかかわらずゼミ担任に提出する。

5 生徒相談室について

場所は、1階生徒ホールから少し奥に入った、事務室の斜め向かいにあります。気軽に訪ねてください。開室時間は月曜日から金曜日の10:30から17:00時までです。相談室に入るのを誰かに見られると嫌だなと気になってしまいますか？心配いりません。ちょっとおしゃべりに立ち寄る人もいます。

【約束】

- ・秘密は厳守します。
- ・成績、進学、就職で不利になることはありません。

【スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー制度】

- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが来校して、生徒・保護者の相談を受け付けます。日時、申し込み方法などの詳しいことは、後日「相談室だより」でお知らせします。

【学生ボランティアによる学習支援】

- ・大学生が定期的に来校し、苦手な教科の勉強をみてくれたり、相談相手・話し相手になってくれます。詳しいことは、後日「相談室だより」でお知らせします。

6 生徒指導ガイドライン

(1) 生徒指導の基本方針

生徒たちが落ち着いて学習活動に取り組み、楽しく活気ある学校生活を送るためには、安全で安心な環境を維持することが大切です。

本校では多くの生徒が学業・部活動に、真面目に意欲的に取り組んでいますが、反面、問題行動が発生することもあります。生徒に何が問題行動なのかを具体的に示し、注意を喚起し、問題行動をなくし、生徒が学業・部活動等に積極的に取り組めるよう、本校では以下のガイドラインで生活指導を行っています。

問題行動を起こしてしまった生徒には、自らが行ったことをありのままに認め、反省し、より良い自己に成長することを期待し、特別指導を行います。

本校では、このガイドラインをもとに、保護者と連携して指導にあたり、生徒の健全育成を図りたいと考えています。

(2) 生徒指導ガイドライン

問題行動の定義

ア 「一般非行」 行為

喧嘩・脅迫・たかり・金品強要・いじめ・集団威圧行為などの暴力恐喝行為、器物損壊、飲酒^{※1}、喫煙^{※2}、飲酒・喫煙類似行為^{※3}、薬物乱用(覚醒剤、シンナー、危険ドラッグ等)、窃盗、万引き、不健全娯楽施設出入り(パチンコ店、スロット店等)、対教師暴力・暴言、対生徒暴力・暴言、性的非行、不良交友、家出、深夜徘徊、凶悪犯罪、不法侵入、不正乗車、その他の法令違反、ホームページ・ブログ・掲示板への他の生徒及び職員に対する誹謗中傷の書き込み、画像の無断掲載等をいう。

※1、※2、※3 20歳以上も学校敷地内及びその周辺では不可。

イ 「交通法規違反」 行為

無免許運転等、道路交通法に違反する危険な行為(同乗を含む)をいう。

自転車乗用中の信号無視、一時不停止、プレーキ不良自転車運転など危険な行為をいう。

他にも、二人乗り、並進走行、傘差し、無灯火、右側通行、携帯・スマートフォンの使用、イヤホンの装着などの危険な行為をいう。

ウ 「校内生活に関する」 行為

テスト等での不正行為、授業に出ずにゲーム等に興ずる怠業行為、無断自動車・バイク通学、周囲の人間に不快感を与えるようなマナー違反や迷惑行為、身分証明書不携帯及び学校の指導に従わない等をいう。

エ 「その他」 の行為

アからウの記述以外で、本校生徒もしくは職員に多大な不利益をもたらす行為、社会的に重大な問題行動をいう。また、前述の問題行動の際に直接行動はしていないが共謀・同席をしていた場合は状況によって同等とみなす。

7 中学校訪問心得

高校入学後の母校中学訪問について

- 1 母校中学訪問にふさわしい服装をし、事務室で来客手続きをして入校すること
- 2 中学校敷地内で携帯電話を使用しないこと
- 3 ガムを噛んだり、騒いだりするなど、中学校の風紀を乱す行為をしないこと
- 4 訪問時間はできるだけ午後4時以降とし、長時間滞在しないこと
- 5 公演チケット等の強い売り込みは避け、宣伝程度にとどめること
- 6 部活動の指導補助やトレーニングのために母校中学校へ行く場合は、事前に部顧問に連絡して許可を得た上で参加すること

8 生徒による政治的活動について

- (1) 学校の教育活動(授業、生徒会活動、部活動等)の場を利用した選挙運動や政治的活動については、すべて禁止します。
- (2) 教育活動以外の場における学校の構内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じるおそれがある場合には、制限又は禁止します。
- (3) 放課後や休日等に学校の校外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、判断し行ってください。ただし、違法、暴力的又はそのおそれが高い場合や、学校生活に支障を及ぼす場合には、制限又は禁止することがあります。